

三十六 特許法第五条第一項(実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七條第一項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(の規定による期間(特許法第三十九條第七項(同法第三十四條第七項(実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五條第五項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、意匠法第九條第五項若しくは商標法第八條第四項の規定により、又は特許法第五十條若しくは商標法第十五條の二若しくは第十五條の三第一項若しくは同法附則第七條の規定により指定された期間に限る。)(の延長の請求

三十七 特許法第八十八條第三項、実用新案法第三十二條第三項、意匠法第四十三條第三項又は商標法第四十一條第二項(同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。若しくは同法第六十五條の八第三項の規定による期間の延長の請求

三十八 特許法第五條第二項(意匠法第六十八條第一項並びに商標法第七十七條第一項及び同法附則第二十七條第一項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))の規定による特許の請求(拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。)

三十九 商標権の存続期間の更新登録の申請

四十 法第十五條第一項の規定による特許料等又は手数料の納付に関する申出その他の通商産業省令で定める手続

四十一 特許法第七十七條第一項若しくは第三項(法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))若しくは特許法第三十三條第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七條第一項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(、実用新案法第二條の二第一項若しくは第三項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の二若しくは同法附則第二十四條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))の規定による第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正(代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。)

四十二 第一号から第三十八号まで、第四十号及び前号に掲げる手続(第四十号にあつては法第十五條第一項(法第十六條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による特許料等の納付の申出に係るものを、前号にあつては第四十号に掲げる手続(法第十五條第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。))の補正又はその補正の補正に係るものを除く。)(をした者に対し、特許法第十八條の二第二項(法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は特許法第三十三條の二第二項(意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七條第一項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十三 特許法第八十八條第一項(実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)(、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による法第三條第二項に規定するファイル(以下単に「ファイル」という。))に記録されている事項の証明の請求

四十四 特許法第八十六條第一項(実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)(、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項の証明の請求

四十五 特許法第八十六條第一項(実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)(、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

四十六 法第十二條第一項の規定による請求をした者の使用に係る入出力装置(特許庁の使用に係るものを除く。))を使用して行う閲覧の請求

四十七 法第十二條第二項の規定による書類の交付の請求

第三條を次のように改める。

(特定処分等の指定)

第三條 法第四條第一項の政令で定める処分若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三條第四項(実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(の規定による特定手続(第一号から第四十一号までに掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。))その他通商産業省令で定める手続の却下の処分

二 法第七條第三項、特許法第十八條(法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))又は実用新案法第二條の三の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の却下の処分

三 特許法第十八條の二第二項(法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項、意匠法第六十八條第三項並びに商標法第七十七條第二項(同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の却下の処分

四 特許庁長官が行う特許法第二十二條(実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(若しくは特許法第二十四條(実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による決定又は特許法第二十四條において準用する民事訴訟法第二百一十八條第一項若しくは第二百一十一條第二項の規定による決定の取消し(別表の一から四までの項の第二欄に掲げる手続に係るものを除く。)

五 特許法第八十四條の五第三項(実用新案法第四十八條の五第三項において準用する場合を含む。)(の規定による国際特許出願(特許法第八十四條の三第一項の規定により特許出願となされた国際出願をい)、別表の二の項(一))に掲げるものを除く。)(又は国際実用新案登録出願(実用新案法第四十八條の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願をい)、別表の二の項(一))に掲げるものを除く。)(次号において同じ。)(の却下の処分

六 実用新案法第四十八條の七第三項の規定による国際実用新案登録出願の却下の処分

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し(次のイから八までに掲げるものを除く。)

イ 特許法第六十七條の三第一項の規定による拒絶をすべき旨の査定

ロ 特許法第六十七條の三第二項の規定による延長登録をすべき旨の査定

ハ 再審の審決又は決定

八 判定